

論 説

預金の帰属と滞納処分

前国税庁徴収部長

徳 井 豊

◆INTRODUCTION◆

預金の帰属をめぐる議論は、預金者・銀行・第三債務者のそれぞれの立場から、様々な議論が行われてきた。このような中、無記名定期預金における昭和48年の最高裁判決、記名式定期預金における昭和57年の最高裁判決が、明確に客観説（預入行為者が金員を横領して自己の預金とする場合を除いて、自らの出損により自己の預金とする意思をもって金融機関に対して本人自らまたは使者・代理人・機関を通じて預金契約をした出損者が預金者であるとする。）の立場を明らかにしたことにより、帰属認定については決着を見たかのように思えた。しかし、近年、筆者が取り上げている平成15年の二つの最高裁判決にみられるように、普通預金を中心とし客観説では説明が難しいと思われる判決が数多く登場した。

本論文では、第1章において、預金の帰属認定の議論について最新の裁判例を織り交ぜ、普通預金における客観説の適用の可能性について論述し、第2章において、預金に対する滞納処分について、架空名義預金、借名預金、受託者名義預金等々の裁判例を数多く取り上げ、問題点を整理している。

現在、民法学者も活発な議論を展開している預金の帰属認定の議論については、国税の徴収においても最も注目すべきものの一つであり、本論文はまさにタイムリーなもので、参考になるところが大きい論文と言える。

(税大ジャーナル編集局)

目 次

はじめに	34
第1章 預金の帰属認定基準	35
第1節 預金払戻請求訴訟	35
第2節 預金の帰属認定基準の検討	39
第3節 預金者と金融機関との利害調整	44
第2章 預金の滞納処分	46
第1節 預金の滞納処分に係る訴訟	46
第2節 記名式預金の帰属を巡る滞納処分の諸問題	52

はじめに

(1) 預金に対する国税の滞納処分は、徴収職員が、預金払戻請求権（以下「預金債権」という。）を差し押さえて、その預金債権を取り立て、滞納国税に充当することにより滞納国税の徴収を行うものである。差押えの対象となる預金債権は、差押時に滞納者に帰属するものでなければならないことは当然であり、仮に滞納者ではなく第三者に帰属する預金債権を差し押さえた場合には、その差押処分は無効であり、また、当該差押債権を取り立てたときは、国に不当利得が発生することから、預金の滞納処分においては、預金者の認定、確定は、処分の適法性に直結する重要な問題となる。

こうした、預金の帰属の問題は、預金の払戻請求の場面で古くから存在し、出捐者と預入行為者のいずれが預金債権者であるかを巡り、金融機関に対する預金払戻請求訴訟が数多く提起され、預金者の帰属認定基準について、最高裁判所の判決をはじめとして、多くの裁判例が積み重ねられるとともに、多様な学説が展開されてきた。

(2) 預金払戻請求訴訟における帰属認定に関する最高裁判例の変遷を概観してみると、まず、無記名定期預金について、昭和32年12月19日判決を嚆矢とし、昭和48年3月27日の判決に至る数次の判決を通じ、いわゆる客観説（自らの出捐により自己の預金とする意思で銀行に対して本人自ら又は使者若しくは代理人を通じて預金契約をした者を預金者とする。）が、確定した判例とされた。ここでいう無記名定期預金

とは、「預け入れに際し、預金者の住所、氏名の届出をさせないで、印鑑のみを届出させておき、銀行はこれに対し、無記名の預金証書を交付し、満期後この証書に届出印章を押捺して呈示した者に対し元利金を支払う仕組みの定期預金」¹であり、昭和22年に創設され、昭和63年3月末限りで新規受付は停止された。

このように、無記名定期預金の預金者が誰であるかについては、銀行においてそもそも確認できない仕組みであるため、例えば無記名定期預金の預入を依頼された者が、相手方（出捐者）から金員の交付を受けて預け入れ行為を行った場合、預入行為者が自己の印鑑を届出する等により、銀行が当該預入行為者を預金者と認識し、預金の便宜払いを行った後、相手方の預金払戻請求が拒否されたことから訴訟提起に至る事例が発生した。これらの訴訟の最大の争点は、無記名定期預金は、出捐者又は預入行為者のいずれに帰属するかという点にあり、最高裁判所は、その帰属認定について一貫して客観説を支持している。

(3) 次に、最高裁判所は、記名式定期預金の払戻請求訴訟についても、昭和52年8月9日の判決をはじめとして、昭和57年4月2日の判決に至る数次の判決を通じて客観説を支持、採用している。その背景としては、記名式定期預金は、記名式といっても、架空名義預金のように届け出られた住所、氏名が真実の預金者のものであるという保証はなく、かつ、預金の対象者は不特定多数で預金契約は、窓口において定型的に迅速に処理されることが要請されること

から、銀行は預入時に預金者を確認する手続をとっていないこと等、無記名定期預金における預金の帰属認定と根本的に異なるものではないことが考えられる。

学説においても、無記名定期預金及び記名式定期預金については、出捐者を預金者とする客観説²が主流となっているものの、これに対して、預入行為者が特に他人のために預金をする旨を明らかにしない限り、預入行為者を預金者とする主観説³や原則として客観説によるが、預入行為者が自己が預金者であると表示した場合には、預入行為者を預金者とする折衷説⁴も主張されている。

(4) 更に、普通預金の帰属認定については、近年その払戻請求訴訟等において、最高裁判決が出されているが、最高裁判所は、無記名定期預金及び記名式定期預金について定着した客観説を普通預金に直接適用する姿勢は示していない。確かに、普通預金に関する訴訟事例(第1章第1節第3参照)をみると、出捐者から金員の交付を受けて預入行為者が預金をするという図式とは異なる事実関係にあることから、これらの事例に客観説を適用できるかどうかについては検討を要する課題である(第1章第2節第2参照)。

(5) ところで、定期預金について客観説が採用されている下においては、その預金の帰属認定と密接な関係にあるのが、民法478条(債権の準占有者に対する弁済)の類推適用の問題である。つまり、預金の払戻請求訴訟においては、常に出捐者が預金者となり、金融機関に対する預金の払戻請求権を有することになるが、金融機関は、民法478条の類推適用が認められると、その払戻義務は免責されるため、同請求権は行使できなくなるという意味において、金融機関及び預金者(出捐者)の利害に大きく関わる問題といえる(第1章第3節参照)。

(6) 一方、こうした預金の帰属問題は、預金の払戻請求訴訟だけに止まらず、預金に対する滞納処分や民事執行法に基づく強制執行に関する訴訟においても争われ、その訴訟の形態としては、差押処分の取消請求や無効確認請求の訴訟

をはじめ、国に対する不当利得返還請求訴訟、損害賠償請求訴訟等がある。

こうした訴訟事例(第2章第1節参照)をみると、近年においては、無記名定期預金に関するものはなく、記名式預金に関するものばかりであり、特に任意整理等の事務の委任を受けた弁護士名義の預り預金の滞納処分について、その帰属を巡り処分の適法性が争われる事例が目を見つめていくところとなっており、今後は、こうした弁護士預金だけでなく、委任契約に係る各種の受任者名義の預金についての滞納処分の訴訟事例も発生することが予想される。

以下、第1章においては、預金の帰属認定基準について、無記名定期預金、記名式定期預金及び普通預金の預金払戻請求訴訟に関する最高裁判例を紹介し、これを踏まえて各預金種別の帰属認定基準のあり方等について検討し、第2章においては、預金の滞納処分についての下級審を含めた訴訟事例を紹介したうえで、預金の滞納処分の諸問題に触れることとする。

なお、文中意見にわたる部分は、個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

第1章 預金の帰属認定基準

第1節 預金払戻請求訴訟

1 無記名定期預金

○ 最一小判昭和32年12月19日(民集11巻13号2278頁、金法164号12頁)

[事案の概要]

Xが、自己の金員をAに交付してY銀行の支店の無記名定期預金として預け入れることを委任し、Aが、自己の印章を同預金の印鑑として無記名定期預金(以下「本件預金」という。)をして、預金証書はXが、届出印はAがそれぞれ所持した。その後、Y銀行は、Aから預金証書の提出を受けず、届出印のみにより同人のY銀行に対する債務と本件預金とを相殺したことから、Xは、Y銀行に対して預金の払戻請求を行ったものである。

[判決要旨]

原審(東京高判昭和29年5月1日(高民集7巻9号633頁))においては、無記名定期預金の預金者は、特段の事情のない限り、現に自らの出捐により銀行に対し本人自ら

又は使者、代理人機関等を通じて預金契約をした者という外はないとして、帰属認定基準として客観説を支持したうえで、本件預金に充てた金員を出捐したのはXであり、AはXの使者又は代理人としてY銀行と預金契約したものであり、従って本件の預金者はXであるととしてXの請求を認めた。

これに対して、本判決は、その理由において無記名定期預金の帰属認定基準には全く触れず、「預金証券を提出せず、届出印鑑のみを提出した真の債権者にあらざる者に対し、上告銀行が本件預金の支払をした場合にその支払によって預金債務につき免責を得ないと同様に、前記相殺によって上告銀行が本件無記名定期預金債務につき免責を得るものということとはできない。」とし、「したがって、上告銀行に対し本件預金債務の支払義務を認めた原判決は結局正当である。」と判示するに止めている。そして、判決要旨において「甲が乙に金員を交付して甲のため無記名定期預金の預入を依頼し、よって、乙がその金員を無記名定期預金として預け入れた場合、乙において右金員を横領し自己の預金としたものでない以上、その預入にあたり、乙が届出印鑑として乙の氏を刻した印鑑を使用し、相手方の銀行がかねて乙を知っており、届出印鑑を判読して預金者を乙と考え預金元帳にも乙を預金者と記載した事実があったとしても、右無記名定期預金の債権者は乙でなく、甲と認めるのが相当である。」と述べている。

○ 最三小判昭和 48 年 3 月 27 日 (民集 27 卷 2 号 376 頁、金法 681 号 26 頁)

[事案の概要]

Xが、A社の金融の便宜を図るため、Y銀行の支店において導入預金⁵をすることを承諾し、Xの妻がA社の取締役Bの使者を装い、Xが振出を受けた銀行小切手を持参して同支店に赴き、Bの印鑑を届出して無記名定期預金(以下「本件預金」という。)をし、預金証書及び届出印はXが所持、保管した。そして、Y銀行は、預金者と認定したBに対し、本件預金と相殺する予定のもとに貸付をし、その後、実際に相殺が行われたため、Xが、

Y銀行に対して本件預金の払戻請求を行ったものである。

[判決要旨]

原審(東京高判昭和 41 年 5 月 4 日(金法 444 号 7 頁))においては、「預金者が誰であるかにつき何等の意思表示もなされない限り、現に自己の出捐により銀行に対し、本人自ら又は使者、代理人、機関等を通じて、右預金契約を締結した者をもって預金者であるとみるべきであろう。しかしながら、特に預入に際して、銀行に対し、預金者が何びとであるかについての意思表示がなされ、銀行においてその者を預金者とするについて承諾した場合のように、特別事情が加わる限り、その者を預金者とする定期預金契約が成立したものとみるを相当とする。」として無記名定期預金の帰属認定基準として折衷説を採用したうえで、本件預金の預金者はA社であるととしてXの請求を棄却した。

これに対して本判決は、まず、無記名定期預金の帰属について「無記名定期預金契約において、当該預金の出捐者が自ら預入行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をすることを依頼し、この者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもって無記名定期預金の預金者と解すべきであることは当裁判所の確定した判例であり、(中略)いまこれを変更する要はない。」として、明確に客観説を支持するとともに、銀行の相殺について民法 478 条の類推適用を肯定した。しかし、本件相殺を有効とした原判決については、これを破棄し、審理不十分として原審に差し戻した(第 1 章第 3 節参照)。

なお、無記名定期預金の払戻請求訴訟についての最高裁判例としては、上記の外、①最三小判昭和 35 年 3 月 8 日(裁判集民事 40 号 177 頁、金法 244 号 4 頁)、②最三小判昭和 40 年 2 月 23 日(裁判集民事 77 号 525 頁)、③最三小判昭和 40 年 10 月 12 日(裁判集民事 80 号 719 頁、金法 427 号 6 頁)、④最二小判昭和 40 年 12 月 10 日(裁判集民事 81

号 381 頁、金法 433 号 9 頁) などがあり、いずれも客観説の立場をとっている。

2 記名式定期預金

○ 最二小判昭和 52 年 8 月 9 日 (民集 31 巻 4 号 742 頁、金法 836 号 29 頁)

[事案の概要]

被相続人である A が、Y 信用組合の職員 B の勧めに応じて、自己の預金とするために同人に金員を交付して B 名義の記名式定期預金 (以下「本件預金」という。) 契約を締結し、預金証書及び届出印は A が所持していた。その後、A の相続人 X が、Y 信用組合に弁済請求したところ、Y 信用組合は B に対する貸付金と本件預金との相殺を行っていたことからその弁済請求を拒否したため、X が、Y 信用組合に対して本件預金の払戻しを求めたものである。

[判決要旨]

原審 (大阪高判昭和 51 年 12 月 17 日 (金商 532 号 8 頁)) においては、「記名式定期預金にあっては、名義の如何を問わずに、また、金融機関が誰を預金者と信じたかに関係なく、預金を実質的に支配している者、換言すれば自己の出捐により自己の預金とする意思で自ら使者、代理機関を通じて預金契約をした者をもって預金者と認めるのが相当である。」として、記名式定期預金の帰属についても客観説を採用したうえで、本件預金の預金者は Y 信用組合の職員 B ではなく、被相続人 A であるとして、相続人 X の請求を認容した。

本判決は、原審の判断は正当として是認し、その判決要旨において「記名式定期預金が預入行為者名義のものであり、その名義の使用が出捐者の意思に基づく場合であっても、出捐者が預入行為者に対し自己の預金とするために金員を出捐して預入行為者の名義による記名式定期預金の預入手続を一任し、預入行為者が出捐者の使者又は代理人として預金契約を締結したものであり、かつ、預金証書及び届出印章は出捐者が所持しているなど判示のような事情があるときは、その預金者は出捐者である。」と述べている。

○ 最三小判昭和 57 年 3 月 30 日 (金法 992

号 38 頁)

[事案の概要]

X 外 2 名は、A 社の金融の便宜を図るため、導入預金として定期預金をすることを承諾し、A 社の代表者 B が、X 外 2 名から金員の交付を受けて Y 銀行の支店において架空名義の各定期預金 (以下「本件各預金」という。) をして、各預金証書は、X 外 2 名が各届出印は、B がそれぞれ所持していた。そして、Y 銀行は、B に対して貸付を実行した後、A 社が倒産したため、X 外 2 名が Y 銀行に対して本件各預金の払戻しを求めたものである。

[判決要旨]

原審 (大阪高判昭和 54 年 4 月 18 日 (公判物未登載)) においては、B は、X 外 2 名の代理人又は使者として本件各預金をしたものではなく、Y 銀行は、X 外 2 名が出捐者であることを知らず、かつ、知ることができなかったとして本件各預金の預金者は B であるとして、第 1 審同様 X 外 2 名の預金払戻請求を棄却した。

これに対して本判決は、無記名定期預金について客観説を採用した前掲の最高裁の判例 (昭和 32 年 12 月 19 日判決、昭和 35 年 3 月 8 日判決、昭和 48 年 3 月 27 日判決) を引用し「この理は、記名式定期預金においても異なるものではないから、預入行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で記名式預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもって記名式定期預金の預金者と解するのが相当である。」として記名式定期預金についても明確に客観説を支持した。そして、原判決において、上記特段の事情を認めるべき事実を認定することなく、本件預金の預金者を B と認定したことに違法があるとして、これを破棄し、原審に差し戻した。

なお、記名式定期預金の払戻請求訴訟についての最高裁判例としては、上記の外、①最三小判昭和 53 年 2 月 28 日 (裁判集民事 123 号 149 頁、金法 855 号 27 頁)、②最二小判昭和 53 年 5 月 1 日 (裁判集民事 124 号 1 頁、金法 861 号 33 頁)、③最二小判昭和 57 年 4 月 2 日 (金法 995 号 67 頁)、④最一小判昭和

62年10月1日(金法1183号36頁)などがある⁶。

3 普通預金

○ 最二小判平成11年4月16日(金法1554号77頁)⁷

[事案の概要]

土木建築請負業を営むA社及びX社は、B県から大学の建築工事を請負うため、共同企業体を結成し、その代表者をA社の支店長Cとして、C名義の普通預金口座を開設し、自己の名義をもって請負代金の請求、受領、分配や企業体に属する財産の管理等を行う旨の協定が締結された。そして、B県から請負代金(以下「本件代金」という。)が、C名義の普通預金口座に振り込まれたところ、翌日、同口座から本件代金が払い戻され、A社の普通預金口座に入金された。しかし、その後、A社について会社更生手続が開始し、更生管財人としてYが選任されたが、X社に対して本件代金は分配されなかったためX社は、本件代金の半額につき取戻権(会社更生法62条)、共益債権(同法208条6号、8号)等を有すると主張して、Yに対してその支払を求めたものである。

[判決要旨]

原審(大阪高判平成9年12月3日(金法1554号78頁))においては、「民法上の組合において、業務執行者たる組合員が自己の名において取得した財産は、組合の計算においてなされた場合であっても、格別の合意がない限り、先ずその者に帰属し、組合への移転行為によって初めて組合財産となるものと解される(民法671条、646条。)」としたうえで、本件企業体においては協定に則り、代表者を定め、請負代金は代表者が自己の名前をもって請求、受領していることから、本件代金は、C名義の普通預金口座に振り込まれたことにより、その全額がCに帰属したのであり、その半額がY社に帰属したとか、その全額が企業体の財産になったといえず、X社は分配請求権を有するに止まるとして、X社の請求を棄却した。本判決は、原審の認定判断を正当としてこれを是認した。

○ 最一小判平成14年1月17日(判時1774号42頁)

[事案の概要]

A建設会社は、B県との間で公共工事の請負契約を締結し、B県から前払金を受けるため、Y1保証事業会社の保証を受けてY2信用金庫の支店に普通預金口座(以下「本件預金口座」という。)を開設した。そして、A社は、本件預金口座にB県からの前払金の振込みを受けて預金(以下「本件預金」という。)としたものの、営業停止により工事の続行が不可能となったため、B県は契約を解除し、A社から前払金(工事既済部分の代価の控除後の金額)の返還がなかったため、Y1から、保証債務の履行として当該前払金の支払を受けた。その後、A社は、破産宣告を受け、破産管財人に選任されたXが、本件預金は、破産財団に属すると主張して、Y1に対しその確認を求め、Y2に対し本件預金の払戻しを求めたものである。

[判決要旨]

原審(名古屋高判平成12年9月12日(金商1109号32頁))においては、A社が、本件預金の払戻しにつき、Y1の委託を受けたY2によって嚴重に用途が規制されていること、Y1が保証債務を履行した場合、A社に対する求償権を取得するほか、B県に代位することが予定されていること等からY1は、A社から本件預金につき債権質等の担保の設定を受けたものと認めるのが相当であり、Y1は別除権があるとしてXの請求を棄却した。

これに対して本判決は、本件預金につき債権質等の担保を受けたとした原審の判断は相当ではないとしたうえで、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、B県を委託者、A社を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立したと解し、本件預金口座からA社に払出されてはじめて、当該金員がA社の固有財産に帰属するとして原審同様、Xの請求を棄却した。

○ 最二小判平成15年2月21日(判時1816号47頁)

〔事案の概要〕

X損害保険会社の損害保険代理店であるA社は、保険契約者から收受した保険料をX社に納付するまで自己の財産と明確に区分して保管するため、Y信用組合に「X代理店A」名義の普通預金口座（以下「本件預金口座」という。）を開設し、保険料の入金、X社へ送金する保険料等の払戻しを行っていた。この口座の通帳及び届出印は、A社が保管していた。このような状況下で、A社は、二度目の不渡手形を出すことが確実となったため、X社がA社から本件預金口座の通帳及び届出印の交付を受けて、Y信用組合に対し本件預金口座の預金（以下「本件預金」という。）の払戻しを請求したところ、Y信用組合はA社に対する貸付債権と本件預金債務を相殺するとして払戻しを拒否したため、X社が本訴を提起したものである。

〔判決要旨〕

原審（札幌高判平成11年7月15日（金商1167号9頁））においては、本件預金の出捐者は、①A社は、X社を代理して收受した保険料を専用の金庫等で保管し、他の金銭と混同していなかったこと、②本件預金の原資は保険料及び預金利息であること、③A社は、保険料自体の帰属については、独自の実質的な経済的利益を有していないこと、④X社は、A社が保険料を收受することにより保険金未払いの危険を負担することになるので、保険料の帰属について実質的又は経済的な利益を有していることを考慮すると、收受した保険料の所有権は、占有者でないX社に帰属すると認めるべき特段の事情が存するものと解する余地が十分あり、仮にそうでないとしても、上記諸点を考慮すると、本件預金の出捐者はX社であり、本件預金はX社に帰属するとして第一審と同様、X社の請求を認容した。

これに対して本判決は、①本件預金口座を開設したのはA社であること、②本件預金口座の名義（「X代理店A」）が、預金者としてX社を表示しているとは認められないこと、③X社とA社との間での普通預金契約の代理権を授与していた事情はないこと、④本件預金口座の通帳及び届出印はA社が保管し、入

金、払戻し事務を行っていたのはAのみであることから、本件預金口座の管理者は、名実ともにA社であるとしたうえで、「受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合（中略）金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるに過ぎない。そうすると、被上告人の代理人である訴外会社が保険契約者から收受した保険料の所有権はいったん訴外会社に帰属し、訴外会社は、同額の金銭を被上告人に送金する義務を負担することになるのであって、被上告人は訴外会社が上告人から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。したがって、本件預金の原資は、訴外会社が所有していた金銭にほかならない。したがって本件事実関係の下においては、本件預金債権は被上告人にでなく、訴外会社に帰属するといふべきである。」として、原判決を破棄し、第一審を取り消し、X社の請求を棄却した。

第2節 預金の帰属認定基準の検討

1 定期預金

(1) 最高裁判例として前節で紹介した無記名定期預金及び記名式定期預金の払戻請求訴訟においては、基本的に出捐者と預入行為者が異なり、金融機関が預金者を確知することができないため又は、預入行為者を預金者として認識したため、出捐者からの預金払戻請求を拒否する図式となっている。特に、導入預金のケースについては、預入を依頼したものが預入行為者となり、定期預金を裏づけとした融資の実行を円滑に受けるために、当該定期預金を自己の預金であるかのような言動に出て、金融機関が預入行為者を預金者と信じて当該定期預金について払戻しや、預入行為者の債務との相殺を行い、出捐者からの払戻請求を拒否する事例が多く発生した。

ところで、本来、預金は、預金契約により成立し、預金契約という法律行為を行った者が預金者となる。ただし、代理人が本人のた

めにする旨を表示して預入を行った場合には、本人が預金者となり（民法 99 条）、代理人が本人のためにすることを表示せず預入を行った場合には、相手方（金融機関）が本人のためにすることを知り、または、知りうべきときを除き、代理人が預金者となる（民法 100 条）。こうした契約締結当事者についての一般的な契約理論を預金の帰属認定基準として採用するとすれば、主観説（預入行為者が、特に他人のために預金をする旨を明らかにしない限り、預入行為者を預金者とする。）になると考えられる。

- (2) しかし、最高裁判所は、定期預金の帰属認定については、一貫して出捐者を預金者とする客観説を採用している。何故最高裁判所が主観説を採用しないのか、その手掛かりとして、無記名定期預金の帰属問題に最初に判断を下した前掲最一小判昭和 32 年 12 月 19 日の原審（前掲東京高判昭和 29 年 5 月 1 日）に遡ってその判決内容を見ると、契約理論との関連を明らかにしつつも、無記名定期預金の無記名式という特殊性を考慮すると主観説を採用できなかったという事情がうかがえる。すなわち、同判決は「無記名というのは、単に証書の上に債権者の氏名を表示しないというに止まるものではなく、預金預け入れにあたってはなんびとが預金者であるか、その住所氏名等は一切銀行においてこれを問わず、ただ印鑑だけを届け出るものであり、現実に金員を持参して預け入れにきた者は、一体誰なのか、預入れ本人なのか代理人なのか、使者であるかはたまた機関であるかも、また、預金者は個人であるか法人その他の団体であるかなども一切銀行では聞かず、銀行はそれについて関り知らぬと言う建て前である。従って、たまたま銀行の預け入れ手続き取り扱ひ者が、預け入れに来た者をその住所氏名等によって知っていたとしてもこの者は本人として預け入れをするのか、使者、代理人若しくは機関としてするのか明らかでないから、この預金をもって直ちに右の者の預金とすることはできないのである。」として、無記名定期預金は、銀行としてはあくまで預金契約の相手方が現実になんびとで

あるかは知らぬ建て前の特殊な性格の預金であり、契約理論を適用する前提（契約当事者の確定）をそもそも欠くことから、主観説は採用できないと判断したのではないかと考えられる。

このように、無記名定期預金は、預入時に金融機関が一般的な契約理論に沿って預金者を確定することは事実上不可能であり、金融機関として真実の預金者の把握は、預金証書及び届出印の占有によるほか有効な方法はなく、金融機関はそれらの提示を受けて払戻すことが求められる。こうした点に注目すれば、預金証書と届出印を自己のものとして支配している者を預金者とするのが無記名定期預金の取り扱いの実情に合っており、通常、それらの占有者は、出捐者（自らの出捐により銀行に対して本人自ら又は使者若しくは代理人を通じて預金契約をした者）と一致することから、出捐者を預金者とする客観説を無記名定期預金の帰属認定基準として採用することに合理性があると考えられる。勿論、預金証書及び届出印の占有者は、全て出捐者であるとは限らず、例えば出捐者がそれらの保管を第三者に委託した場合や第三者が不当に所持している場合等が考えられる。しかし、こうした場合であっても、銀行としては、預金証書及び届出印の占有者に支払えばそれをもって免責（民法 478 条）されるのであり、その支払に異議を有する出捐者は、占有者に対し払戻金の返還を請求することになる。

無記名定期預金について、出捐者と預入行為者が異なり、預金証書及び届出印は出捐者が所持している場合には、銀行は、満期時に出捐者を預金者として払い戻しを行うべきであり、仮に、預入行為者を預金者とする主観説を適用することになれば、預金証書及び届出印の占有者に支払うという基本ルールが否定され、出捐者の利益を不当に侵害するおそれがあり、認容することはできない。

最高裁判所は無記名定期預金に客観説を支持、採用する理由について、前掲最一小判昭和 48 年 3 月 27 日において、「無記名定期預金契約が締結されたに過ぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格

別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のない限り出捐者を預金者と認めるのが相当であり、銀行が無記名定期預金債権に担保の設定を受け、または、右債権を受動債権として相殺をする予定のもとに、新たに貸付をする場合においては、預金者を定め、その者に対し貸付をし、これによって生じた貸金債権を自働債権として無記名定期預金債務と相殺されるに至ったとき等は、実質的には、無記名定期預金の期限前払い戻しと同視することができるから、銀行は、銀行が定めた者（以下表見預金者という。）が真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽すべき相当な注意を用いた以上、民法 478 条の類推適用、あるいは、無記名定期預金契約上存する免責規定によって、表見預金者に対する貸金債権と無記名定期預金債務との相殺等をもって真実の預金者に対抗しうるものと解するのが相当であり、かく解することによって、真実の預金者と銀行との調整がはかられるからである。」として出捐者の利益保護の観点から客観説を採用するとともに、事実上出捐者を確定できない無記名定期預金取引において銀行の利益を保護する観点から、真実の預金者（出捐者）と異なる者に対して預金担保貸付、相殺を行った場合であっても、民法 478 条の類推適用があれば銀行の二重払いのリスクを回避できることを明らかにしている。

- (3) 次に、記名式定期預金の帰属認定に当たってどのような基準を適用すべきかが問題となる。無記名定期預金は、そもそも預入時において預金者が誰であるか銀行においても確定できない仕組みであるのに対し、記名式定期預金は、預金の名義人が表示されるため、出捐者が自ら又は代理人等を通じて自己の名義をもって預金をしたときは、名義人（出捐者）が預金者となる。

記名式定期預金の帰属認定についての裁判例の中には、上記のような無記名定期預金との差異を考慮したものもある。例えば、大阪高判昭和 43 年 6 月 27 日（判時 533 号 43 頁）においては、無記名定期預金にあっては、元

来預金者の氏名を特定しない建前のものであり、その預金者の決定には、証書及び印章の所持の事実は、極めて重要視すべきであるのに対し、記名式定期預金については、元来その表示を通じて預金関係を特定する建前のものであるとし、その預金者の認定については、「先ず当該預金の名義人が重視され、これが他人名義、架空名義又は当該預金契約の合理的解釈上、右と同一視し得る如き場合（単なる形式的名義人の場合）等には、当該金員の預入行為者の言動等その明示又は黙示の表示とこれに対する受入銀行の認識とを総合し、主として外形的見地からこれを考察決定すべく金員の実際の出捐関係、預金証書及び印章の所持状況等の実質的關係は、右表示ないし認識評価のうで意味を有することになると解するのが相当である。」としている。

しかし、記名式定期預金の取引実態は、預入行為者が、常に真実の預金者を名義人として表示するとは限らず、他人名義や架空名義を使用することもあることから、名義人が預金者であるとは必ずしも言えない。

このように、記名式定期預金については、預金者の氏名住所を金融機関に届け出ることになっているものの、それが真実である保証はなく、かつ、預金契約は窓口において定型的に迅速に処理されることが要請されるため、金融機関においては、事実上預金者を確認する手続はなく、真の預金者が誰であるか、把握できないのが実情である。従って、記名式定期預金についても、金融機関は預金時に預金契約の相手方を確定できないという意味において無記名定期預金と何ら差異はなく、預金の帰属認定基準についても同一に考える必要がある。

前掲最三小判昭和 57 年 3 月 30 日においては、無記名定期預金に採用した客観説は、当裁判所の確定した判例であり、この理は記名式定期預金においても異なるものではないことを明言している。

- (4) なお、客観説における出捐者とは、預金の原資を拠出した者と言えるが、前節で照会した定期預金の払戻請求訴訟においては、いず

れも出捐者は誰であるかは明らかであり、当事者間で争いが無い。しかし、例えば、AがBに対して金員を交付してBが定期預金をした場合に、その金員の交付が実質的に貸付金又は贈与金としてなされたときは、交付を受けた金員は、Bに帰属し、Bが定期預金の出捐者となることから、交付された金員の性格が当該定期預金の帰属認定を左右することとなる。こうした事例として、次のものがある。

○ 最一小判昭和62年10月1日(金法1183号36頁)

[事案の概要]

X社の代表者Aが、鉱物の採掘、選鉱、精錬、その製品の販売等を行うY1社の代表者Bにタイ国からの錫鉱の輸入話を打診したところ、直接の輸入業務はすべてXが行い、輸入鉱石は全量Y1社で買い取ることで合意された。その後、X社は、タイ国の会社との間で錫鉱石の輸出契約を締結したものの、信用状の開設のため、開設銀行に対して信用状によって支払を保証された代金相当額の担保を提供する必要があったところ、X社には担保に供すべき資金がなかった。このため、Y1社がY2銀行から信用状の開設に必要な資金を借り受け、X社名義の当座預金口座及び普通預金口座に振込入金し、X社が当座預金口座に振り込まれた預入金をX社名義の定期預金(以下「本件預金」という。)とし、同預金を担保として信用状を開設した。ところが、X社とY1社の間で利益の分配に関して紛争が生じ、結果的にタイ国会社との輸入契約は破棄され、信用状も解約されたことを受けて、X社は、X社がY1社に対して、本件預金債権を有することの確認を請求し、Y2銀行に対し、本件定期預金の払戻を請求したものである。

[判決要旨]

原審(福岡高裁宮崎支判昭和61年6月16日(公刊物未登載))においては、①本件輸入契約及び信用状設定は、実質的にもX社が契約当事者となって契約したものであること、②仮に、本件預金の債権者がY1社であるとすれば、Y2銀行は、担保の確保のため

に、Y1社との間で別個に質権設定等の担保設定行為をし、あるいは、少なくとも書面により、X社が信用状開設の担保として本件預金を差し入れるのを承認する旨の承諾書等を徴すべきところ、Y2銀行はかかる行為を行っていないこと、③X社はY2銀行から普通預金証書、小切手帳、手形帳、本件預金証書の写し等の交付を受け、各預金に必要な印鑑はすべてX社が所持していることを認定したうえで、Y1社からX社に対する振込金は、Y1社のX社に対する貸付金であるとして、本件預金の権利者はX社であるとした。本判決も原審の認定判断は正当であるとして是認した。

2 普通預金

(1) 口座開設者と預金の帰属

イ 普通預金は、法律的には期間の定めのない金銭の消費寄託であり、通帳によりいつでも払戻しのできる預金である。普通預金契約が成立し、口座が開設されると、以後反復、継続して預入及び払戻しを行うことができる。そして、預入がある場合には、その都度独立した預金債権が成立するのではなく、既存の預金債権と合算されて一個の預金債権が成立すると解されている。このように、普通預金口座開設後における預入金は、口座開設時の預入金と一体となって残高債権を構成することから、普通預金については、次の裁判例にあるように、口座の開設者がその後の預入金についても預金者となるとの見解がある。

○ 東京高判平成7年3月29日(金法1424号43頁)

[事案の概要]

X社の代表者Aが知人Bから税務対策のため、銀行融資予定資金を一旦C名義の預金口座に入金することを提案され、A及びCがこれに賛同した。ところが、Cはこれを利用してX社から金員を詐取することを計画し、Aに無断でY銀行の支店に自己の印鑑を使用して普通預金口座(以下「本件預金口座」という。)を開設した。そして、Cは顔なじみの窓口行員に対し、近々振込みがあるので、

その振込予定額の払戻請求書を提出したところ、行員は、当該請求書を後日取扱依頼として預かり、その預り証をCに交付した。その後、X社は銀行融資を受けたので、AがY銀行の支店に赴き、Cと落ち合ったところ、Cが本件預金口座の通帳と届出印を呈示してきたため、Aは持参した小切手をCに渡してCが小切手を本件預金口座に預け入れ、通帳と届出印はAに返却した。

その数日後、Cが同支店を訪れ、預り証を提出して、本件預金口座から前記小切手による預け入れ相当額の払戻しを受け、その後になされたAによる払戻請求が拒否されたため、XがYに対し、その払戻しを求めたものである。

[判決要旨]

原審（東京地判平成6年7月29日（金法1424号45頁））においては、まず、本件預金口座開設時の預金者については、「預入行為者が右金員を横領して自分の預金とする意図で定期預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもって預金者とすべきであると解されるところ、普通預金においても右の理に変わりはないと解される。」としたうえで、本件においては預金口座開設に当たって金員を出捐したのはCであり、Cは金員詐取の目的でAに無断で口座開設を行い、預金通帳と届出印を自ら保管し、直ちにAに交付しなかったことから、Cの意思として自らの預金とする意図であるとして、口座開設時の預金者はCであるとした。

次に、小切手の預け入れに係る預金の帰属については、「普通預金は、(中略)預け入れられた金額は、常に既存の残高と合計された一個の債権として取り扱われ、預入ごとに金額を区分けして取り扱うことはおよそ予定されていないものであるから、一個の包括的な契約が成立しているものと解すべきであり、個々の預入金ごとに各別の預金債権が成立するとみることはできない。そうすると、普通預金契約においては、口座開設当初の預金者がその後の預入金についても預金者となるといわざるをえない。」としてXの請求を棄却した。本判決も原判決を全面的に支持した。

ロ 原審においては、無記名定期預金及び記名式定期預金についての客観説を普通預金に適用できるとの見解を示しているが、この点については後述する（本節2(2)参照）。

また、本判決は、普通預金は、一個の包括的な契約であるという法的性質に着目して口座開設当初の預金者がその後の預入金についても預金者となるとしているが、例えば、Cに小切手の詐取の意思がなく、Cの開設した普通預金口座にX社の預金とする意図で小切手の預入を受入れた場合には、口座開設当初の預金者であることのみを理由として小切手の預入れに係る預金の預金者はCであるとするは疑問であり、上記の見解を普通預金の帰属認定に当たって全面的に適用することには無理があると考えられる。

(2) 客観説の適用

イ 定期預金の払戻請求訴訟の事例をみると、そのほとんどが、無記名定期預金にあっては、出捐者と預入行為者、記名式定期預金にあっては、出捐者と預入行為者、名義人のいずれの者が預金者であるかが争点となっている。これに対し、普通預金の払戻請求訴訟や滞納処分に係る訴訟等においては、上記の記名式定期預金と同様の事例がみられるものの⁸、近年においては、訴外第三者から收受した金銭の普通預金口座（訴外第三者名義のものを除く。以下同じ）への預入又は、訴外第三者からの普通預金口座への振込又は入金につき、その預入金の正当な所有権者を巡り当事者間で預金の帰属が争われる事例が主流を占めている。こうした事例のうち、最高裁判所まで争われたものとしては、次のようなものがある。

- ① 2社で構成する建築工事共同企業体の代表者名義の普通預金口座に振込まれた請負代金の帰属につき、当該2社の争い（前掲最二小判平成11年4月16日）
- ② 保証事業会社の保証の下に地方公共団体から公共工事の前払金の支払を受けた請負会社が破産した場合の当該前払金の帰属につき破産管財人と保証事

業会社等との間での争い（前掲最一小判平成14年1月17日）

- ③ 保険契約者から収受した保険料を損害保険会社の代理店名義の普通預金口座に預け入れた預入金の帰属につき、損害保険会社と当該預金口座を開設した信用組合との間での争い（前掲最一小判平成15年2月21日）
- ④ 滞納会社から債務整理事務の委任を受けた弁護士が、同社から受領した金銭をもって開設した弁護士名義の普通預金口座の預金の帰属につき、弁護士と差押え等を行った税務署長との間での争い（後掲最一小判平成15年6月12日）

ロ こうした普通預金口座の預入金の正当な所有権者が誰であるかが問題となるような事例においては、従来の客観説をそのまま適用することについては、疑問が残るものの、客観説の核心が出捐者を預金者とする点にあるとすれば、預入金の正当な所有権者が客観説における出捐者と合致すれば、上記のような事例においても客観説を適用できる余地があるとも考えられる。

この点に関連して、上記③の最高裁判例は、保険契約者から収受した保険料は、一旦損害保険代理店である訴外会社に帰属し、同社は、同額の金銭を被告である損害保険会社に送金する義務を負うとしたうえで、「本件預金の原資は、訴外会社が所有していた金銭にほかならない。したがって、本件事実関係の下においては、本件預金債権は、被告ではなく訴外会社に帰属するというべきである。」と判示している。本判決は、最高裁判所が普通預金の帰属問題について、初めて判断したものであり、客観説的なアプローチを採っていないといわれている⁹。確かに、従来の客観説における出捐者という用語は直接使用せず、「本件預金の原資は訴外会社の所有していた金銭にほかならない。」という間接的な表現を用いているが、その真意は、保険契約者から収受した保険料の所有権は一旦訴外会社に帰属し、同社が、これを預金の原資として出捐したのであるから、訴外会社を客観説で言う出捐者（＝預金者）と認定したと解することもできる。そうだとすれば、客観説すなわち、

出捐者を預金者とする認定基準は、前期の①～④のような普通預金の事例にも適用することは可能ではないかと考えられ、今後の最高裁判所の判断が注目されるところである。

第3節 預金者と金融機関との利害調整

(1) 定期預金の払戻請求訴訟における利害関係者は、基本的に出捐者、預入行為者及び金融機関の第三者であり、その主たる争点としては、出捐者又は預入行為者のいずれが預金者であるか（預金の帰属認定）という点¹⁰と同時に、採用された帰属認定基準のもとにおいて預金者と金融機関との間の利害調整をいかに図るか（金融機関の免責）という点が挙げられる。既にみたように、定期預金の帰属認定については、出捐者を預金者とする客観説が採用されているものの、金融機関においては、無記名定期預金又は記名式定期預金の真実の出捐者は把握できないため、預入行為者等を預金者と誤信することが生ずる。そして次のような場合には、金融機関は二重払いのリスクに直面する。

- ① 金融機関が、Aを預金者と認識して預金の払戻を行った後に、出捐者であるBが預金の払戻請求を行う場合
- ② Aの債権者Cが、Aの預金として差押えを行い、金融機関がCに対して払戻しを行った後、出捐者であるBが預金の払戻請求を行う場合
- ③ 金融機関が、Aを預金者と認識し、Aに対し預金を相殺する予定のもとに貸付をし、実際に相殺を行った後に、出捐者であるBが預金の払戻請求を行う場合
- ④ 金融機関が、Aを預金者と認識し、預金と従来から金融機関がAに対して有している債権とを相殺した後、出捐者であるBが預金の払戻請求を行う場合

上記の①～④のケースにおいて、金融機関が真実と異なる者を預金者と認識し、その者に対する払戻し又は相殺を行った場合であっても、当該払戻し又は相殺について、民法478条（債権の準占有者に対する弁済）の規定の適用を受ければ、金融機関はBへの二重弁済を免れることができる。これを

真実の預金者の側からみれば、預金払戻請求訴訟において、当該預金の預金者と認定されたとしても、銀行に民法 478 条に基づく支払の免責が認められれば、銀行からの払戻しの道は閉ざされることになる。なお、同条の「債権の準占有者」とは、真実の債権者であると信じるような外観を有する者をいい、同条の適用を受けるためには、弁済者が善意であったことに加え無過失であることを必要とする、というのが判例、通説である。

- (2) 無記名定期預金の上記③のケースにつき、前掲最三小判昭和 48 年 3 月 27 日においては、出捐者を預金者とすることが相当としたうえで、「銀行が預金者と定めた者（以下「表見預金者」という。）が真実の預金者と異なるとしても、銀行として相当な注意を用いた以上、民法 478 条の類推適用、あるいは無記名定期預金契約上存する免責規定によって、表見預金者に対する貸金債権と無記名定期預金債務との相殺等をもって真実の預金者に対抗しうるものと解するのが相当であり、・・・」として最高裁判所として初めて相殺の場合にも、同条の類推適用を肯定した。もっとも、本判決においては、銀行の相殺を有効とした原判決を破棄し、銀行が相当の注意を用いて預入行為者を預金者と確定したかどうかの点につき、審理不十分として原審に差し戻した。そこで上記③のケースにおいて銀行が民法 478 条の類推適用を受けるための要件が問題となるが、この点に関連して次のような判例がある。

- 最二小判昭和 53 年 5 月 1 日（判時 893 号 31 頁）

[事案の概要]

X 外 3 名は、A の依頼を受け、現金を持参して A 及びその知人 B とともに Y 銀行の支店に赴き、A 及び B が、A と同一の姓の架空名義の各定期預金（以下「本件各預金」という。）の預入手続きを行ったが、X らは預金証書のみ交付を受けたのみで届出印は、A が所持した。

その後、A が同支店に赴き、預金証書を紛

失したとしてその再発行を求め、届出印を押した事故届等とともに紛失届が出ている旨の警察の落失証明書を出した。同支店の係員は、A が預金者であるとして預金証書を再発行して、預金担保貸付を実行した。しかし、その後弁済がないため Y 銀行は、本件各預金と貸付金を相殺したところ、X らが、Y 銀行に対して預金の払戻しを求めたものである。

[判決要旨]

原審（福岡高判昭和 50 年 3 月 19 日（金商 550 号 13 頁））においては、X らを預金者と認定し、本件各預金の証書を紛失したとして、同証書を持参せずに来店した A をもって、面識があり、届出印を持参し、警察の落失証明書等の提出をしたというだけでは、債権の準占有者であるとは言い難く、Y 銀行は相殺について、善意・無過失であったとは言えないとして、Y の控訴を棄却した。

本判決においても、出捐者である X らを預金者として認定するとともに、民法 478 条の類推適用については、「貸付を受ける者が定期預金債権の準占有者であるというためには、原則として、その者が預金証書及び当該預金につき銀行に届け出た印章を所持することを要するものと解するべきである。もっとも、貸付を受ける者が届出印のみを所持し、預金証書を所持しないような場合であっても、特に銀行側にその者を預金者と信じさせるような客観的事情があり、それが預金証書の所持と同程度の確実さをもってその者に預金が帰属することを推定させるときには、その者を預金の準占有者と言うことができる。」と判示した。そして本件については、原審同様、A は、貸付に際して本件各預金債権の準占有者とは言えないとして原審の判断を正当として是認した。

- 最二小判昭和 57 年 4 月 2 日（金法 995 号 67 頁）

[事件の概要]

X は、A の依頼により、B の資金調達のため導入預金として定期預金をすることを承諾し、A・B と共に Y 銀行の支店に赴き、B が X から送金小切手の交付を受け、B 名義の

定期預金（以下「本件預金」という。）としたが、Bは終始自己が預金者のような振舞いを見せ同席者もこれを容認して協力したので、銀行側は、預金者はBであると認識した。本件預金証書の保護預り証と届出印は、Xは所持したが、届出印はBらによって別の印章にすり替えられた。その後、Bは、保護預り証を紛失したとして、Y銀行にすり替えた届出印を用いて紛失届を提出したうえ、預金を担保に三回にわたって貸付を受けた後、本件預金を中途解約し、貸付債務残高と相殺し、残金の払戻しを受けたため、XがY銀行に対して預金の払戻請求を行ったものである。

〔判決要旨〕

原審（大阪高判昭和56年5月29日（金法973号42頁））においては、客観説を採用し、出捐者であるXを本件預金の預金者としたものの、民法478条の類推適用については、預入手続においてBの名義が用いられ、保護預り約定書にBが署名する等Bは預金者のような振舞いをみせ、Xを含む同席者もこれを容認して協力したこと等の事情を挙げてY銀行が本件預金の預金者をAと誤信したことは、客観的に無理がなく、Aを本件預金の準占有者と認めることが相当であり、Y銀行に過失があったとは言えず、民法478条の類推適用を認めた。本判決においては、原審の判断は、正当として是認した。

(3) さらに、前記①のケースについて、銀行を敗訴させた事例として次のものがある。

○ 最二小判昭和41年11月18日（週刊金融判例38号2頁）

〔事案の概要〕

Xは、Aからの依頼を受け、B社の金融の便宜を図るため、導入預金として、普通預金をすることを承諾し、Aが知人CとB社の部長Dと共にY銀行の支店に赴き、AがXから交付を受けた銀行保証小切手により、E名義（架空名義）の普通預金（以下「本件預金」という。）とし、通帳及び届出印は、Xが所持した。ところが、翌日Dは、上記通帳と届出印を紛失したとして同支店に届出たところ、銀行側は、預金者はDであると判断して、

便宜扱いとして即時に通帳再発行の手続きがとられた。これによりDは、新通帳を取得し、数回に亘って本件預金全額の払戻しを受けたため、Xは、Y銀行に対して本件預金の払戻しを求めたものである。

〔判決要旨〕

原審（大阪高判昭和40年8月9日（金法422号7頁））においては、まず「預金債権者の準占有者たるには、必ずしも預金通帳及び印章を所持することを要せず、弁済者の側より観察し、社会一般の取引概念に照らして真実債権を有すると考えるに足りる外観を備えていれば足るものといえることができる。」と述べたうえで、本件預金を払い戻した当時において、Dをもって客観的に債権者なりと考える外観的資料はなく、Dは預金債権の準占有者に該当せず、仮に該当するとしても、Y銀行の本件預金の払戻しは、少なくとも無過失であったとは言えないとして、Xの請求を認容した。本判決においては、Y銀行は、Dを本件預金債権者と誤認して再発行の通帳を同人に交付したのであるから、再発行の通帳及び改印後の新印章は、Dが本件預金債権者であるか否かを確認するための資料としては無価値であり、同人が本件預金債権の準占有者に当たらないとして、原審の認定判断は正当として是認した。

第2章 預金の滞納処分

第1節 預金の滞納処分に係る訴訟

確定した国税債権が、法律の定める納期限までに完納されない場合には、督促が行われ、督促後10日を経過してもなお、完納されないときは、財産の差押え、財産の換価、換価代金の滞納国税への配当等の一連の滞納処分が行われることになる。預金等の債権の滞納処分については、まず、第三債務者（預金の場合は、金融機関）に対して債権差押通知書の送達をして債権の差押えを行う（徴収法62条1項）。

この場合、徴収職員は、債務者に対し、その履行を禁止し、滞納者に対しては、債権の取立てその他の処分を禁止しなければならない（同条2項）、また、差押えの効力は、債権差押通知書が、第三債務者に送達された時に生ずるものとされている（同条3項）。次に、差押債権については、徴収職員が第三債務者に対して、その

履行を請求し、取り立てることになるが（同法67条1項）、第三債務者が請求に応じない場合には、一般の私法手続に沿って債権取立ての措置（支払命令の申立、給付の訴え提起等）を講ずる必要がある（国税徴収法基本通達第67条関係4）。

こうした預金等の債権の滞納処分が適法に行われるためには、少なくとも、差押えの対象となる債権が、差押時に滞納者に帰属していることが当然の前提となる。このため徴収職員は、当該預金等の債権が滞納者に帰属するかどうかの判定にあつては、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により行うことが求められる（同通達第47条関係20(7)）。

しかし、實際上、差押えの対象となる預金については、本人名義預金であっても第三者に帰属するものや、逆に、本人に帰属する預金であっても、第三者名義（架空名義を含む）となっているものが混在するため、差押えの対象となった預金の帰属をめぐり、滞納者又は第三債務者が国に対して差押処分の取消し又は無効確認、不当利得返還請求等の形で訴訟を提起している。

以下においては、記名式預金に対する滞納処分に係る訴訟事例を中心に、強制執行の訴訟事例も織り込みながらその概要を紹介する。

なお、事例は、便宜上、預金名義の態様により、①架空名義預金、②家族、従業員等の氏名を名義人とする借名預金、③事務の委任契約に係る受任者名義の預金（以上の①～③を総称して「第三名義者預金」という。）、④本人名義預金、⑤共同名義預金に分類することとする。

1 架空名義預金

- 東京地判昭和45年12月21日（判速608号27頁）¹¹

[事案の概要]

X国税局長が、A音楽協議会の滞納国税を徴収するため、Y銀行の支店のB名義の普通預金（以下「本件預金」という。）を差し押さえたところ、Y銀行が、本件預金の預金者は、Aであるか不明であるとして払い戻しを拒否したため、Xが、Yに対して取立請求を行ったものである。

[判決要旨]

本件預金については、預金行為者が、滞納

者Aの事務局員Cであること、名義人であるBは、届出の住所には居住していないこと、預金差押え直後にCがBと名乗って、支店長に対して、差押えの苦情を述べていること、本件預金口座は、一度に100万円以上の金員が預入れられることがほとんどであり、取引回数も頻繁であるが、Cには、そのような預金をする経済力が見られないこと等の事実を総合的に判断し、預金者は、滞納者であるA音楽協議会としてXの請求を容認した。

- 東京地判昭和48年10月17日（金法708号38頁）

[事案の概要]

X国税局長は、Aの滞納国税を徴収するため、第二次納税義務者Bに対して、納付通知書を発したものの、Bは滞納国税を納付しなかったため、納付催告書により督促を行った。その後、Xは、BがC名義（架空名義）の普通預金（以下「本件預金」という。）を有しているY銀行の支店に対し、本件預金債権を差し押さえるべく、債権差押通知書を送達し、履行を催告したところ、Y銀行がこれを拒否したため、Xが、Y銀行に対して取立訴訟を提起したものである。

[判決要旨]

本件預金の預金通帳及び届出印は、Bが所持していたこと、Cなる人物は届出住所に居住していた事実はないこと、本件差押えにつきDなる人物からX国税局長に対し、預金債権はBに対する貸付金の返済を受けるために、差押え前に既にBから譲渡を受けているとして、異議申立てがなされていること（異議申立ての頃、Dは本件預金の預金通帳及び届出印を所持し、国税局の係官に提示していたこと）の事実が認められることから、C名義は、Bが便宜上使用していた架空名義に過ぎず、本件預金の債権者はBであるとして、X（国）の請求を認容した。

2 借名預金

- 大分地判 昭和48年3月26日（訟務月報19巻8号5頁）

[事案の概要]

国税の滞納者であるAが、B信用金庫に有

していた無記名定期預金につき、同金庫からAに対して払戻金を支払う旨の調停が成立し、その支払小切手を受領したので、Aはこれを普通預金口座に入金後、本人名義とX外6名の家族の各名義をもって定期預金をした。その後、Y税務署の徴収職員が、Aの滞納国税を徴収するため、X及びC名義の各定期預金（以下「本件各預金」という。）を差し押さえて、取立てを行い、滞納国税に充当したところ、X外3名は、本件預金は、X外3名のものであり、取立額と同額の損害を被ったとして国に対して損害賠償の請求をしたものである。

[判決要旨]

本件定期預金は、Aが、その所有する無記名定期預金の払戻金を預け入れてなされたものと認められることから、名義人はX及びCであるが、その資金の出捐者はAである。また、印鑑の所有関係を含めその預入手続を行ったのもAであることから、本件定期預金の預金者はAであるとしてX外3名の請求を棄却した。

○ 東京高判平成5年8月30日（金商934号15頁）

[事案の概要]

X社は、A社から同社の一般乗用旅客運送事業の営業を譲り受ける契約を締結し、その後、A社の代表取締役としてX社の子会社の代表者であったBを派遣して、当該営業譲渡について道路運送法第39条の認可（以下「39条の認可」という。）を受けるまでの間は、形式的にA社の名称を使用しつつ営業を行っていた。営業を行うための当座勘定については、A社が銀行取引停止処分を受けていたため、X社はBに依頼して同人の名義を借用して当座預金口座を開設し、その通帳はX社の社員、届出印はBがそれぞれ管理していた。X社が39条の認可を受けた後、社会保険庁長官は、A社の滞納に係る健康保険料を徴収するため、B名義の当座預金（以下「本件預金」という。）及び保管現金を差し押さえ、これを取り立てたところ、X社は、本件預金及び現金は、いずれも自己に帰属するものであり、Y（国）は法律上の原因をなしにXの

損失において不当利得を受けたとして、Yに対しその返還を求めたものである。

[判決要旨]

第1審（東京地判平成4年6月9日（金商902号15頁））においては、B名義の当座預金口座は、その開設以来X社に帰属するものであり、Y（国）は不当利得をXに返還すべきと判示した。

本判決においては、本件当座預金の口座は、A社の出捐により開設され、A社の営業収入が入金され、必要経費が支出されていたものであり、その開設以来39条の認可が下りるまでの間は、法的には、A社に帰属していた。しかし、営業権売買契約書においては、契約締結日以後の経営又は所有権に基づく一切の債権はX社に帰属する旨が定められていることから、39条の認可の日による営業により生じた債権はもとより、前記契約締結日から認可の日までの間に生じたA社の営業に基づく一切の債権も認可の日によりX社に帰属するに至り、従って、認可日以降本件当座預金は、X社に帰属するとして、第1審同様、国が不当利得をXに返還すべきとした。

○ 最二小判平成7年2月10日（租税徴収関係裁判例集2469頁）

[事案の概要]

公認会計士Xは、かねてからA畜産協同組合及びB畜産協同組合の税務問題等について相談を受けていたところ、A組合から負債整理の事務処理を依頼されたため、C銀行の支店に「A組合代理人X」名義の普通預金口座（以下「A預金口座」という。）を開設し、同口座への補償金の振込を受けて、負債整理の事務処理を遂行した。

その後、A組合の畜舎、建物等及び繁殖牛をB組合に売却することで合意し、B組合は売却代金の前渡金をA預金口座に振り込んだものの、畜舎、建物等については、売買契約の締結に至らず、前渡金の一部をB組合に返還しなければならなくなった。このため、Xは、A預金口座から一部を振替え、「A組合代理人X」名義でC銀行の同支店に定期預金をしたが、税務当局の係官がA組合の預金

等について調査しているとの情報を入手し、上記定期預金を解約して、「B組合代理人X」名義で定期預金（以下「本件預金」という。）をした。その後、Y1 税務署長は、A組合の滞納国税を徴収するため、本件預金を差し押さえ、これを取り立てて租税債権に配当したところ、Xは、本件預金は自己に帰属するとして、Y1 に対し本件差押えの取消しを、国（Y2）に対し不当利得の返還を求めたものである。

[判決要旨]

原審（広島高松江支判平成6年3月30日（租税徴収関係裁判例集2368頁））においては、まず、差押処分取消しの訴えの適否については、差押えにより本件預金の取立ては完了し、配当も終了していることから、滞納処分手続は終了し、その一部をなす差押えの効力も目的を達して消滅したものとし、Xは差押えが取り消されなくとも、本件預金の取立てにより受益したY2（国）に対して、本件預金がXに帰属するものであったことを理由として不当利得返還請求をすることは妨げられないから、取消しによって回復すべき法律上の利益はないと判示した。次に本件預金の帰属については、本件預金の出捐者はA組合であると認定した上で、XがY1 税務署長からA組合の財産として滞納処分による差押えの対象とされるのを免れるため、一時的に預金名義をA組合以外の名義とする目的からなされたものと推認するのが相当であり、前記前渡金の返済義務の履行としてなされたとは認められず、本件預金の預金者はA組合であるとして、Xの請求を棄却した。

本判決もXには差押の取消しを求める法律上の利益がなく、また、本件預金はA組合に帰属するとした原審の認定判断は正当として是認した。

○ 青森地判平成16年8月10日（金商1206号53頁）

[事案の概要]

滞納会社A社を契約者、その従業員Xを受取人とする自動車保険契約及び労災保険契約に基づく保険金（自動車保険金及び労災保険金）が、A社の事務員が開設したX名義の

普通預金口座（以下「本体口座」という。）に入金された。当該保険金の受領に関しては、本件口座の開設前に、A社とXの妻との間でA社がXの妻に対し、入院、通院補償費、退院祝金及び後遺症の場合の費用を支給し、その見返りとして、保険金の実質上の受取人はA社であることを確認し、X名義の口座を開設した上で、保険金受取りのために必要な書類をXからA社に引渡す旨の契約が締結されていた。保険金の入金後、Y税務署の徴収職員が、A社の滞納国税を徴収するため、本件預金の差押えを行い、取り立てて租税債権に充当したところ、Xは、本件預金は自己に帰属するので差押えは違法であり、Y（国）に不当利得が生じているとして、Y（国）に対してその返還を求めたものである。

[判決要旨]

普通預金は、口座に入金があるたびに発生した預金債権は、口座の既存の預金債権と合算され、1個の預金債権として扱われる性格を有し、その帰属の判断に当たっては、口座開設に当たり金銭を出捐した者が誰かということに加え、口座の開設者及びのその意図、口座の名義人、口座の管理者等の諸事情を総合的に検討すべきとしたうえで、従業員Xの本件預金債権は、次の諸事情を考慮するとA社ではなくXに帰属し、従って本件預金の差押は違法であり、Y（国）に対して不当利得の返還を命じた。

- ① 保険金の受取人はXであり、Xでなければ保険金を受領できないのであるから、A社は、Xに帰属する預金口座を開設する意思の下、本件口座を開設したものであり、そして、本件口座は、前記保険金の受領に関する契約に基づきXの妻がA社にその代理権を授与したものであり、従って本件口座は、A社がXの代理人として開設したものであること（口座開設時に入金された金額は、A社による立替金というべきである。）
- ② 通帳及び届出印は、口座開設時以降A社が所持、保管していたが、本件差押時点においては、Xの妻が当該通帳及び届出印を管理していたこと
- ③ 本件口座開設後本件差押があるまでの

間は、A社は、受取保険金を雑収入として計上していなかったことからすれば、A社は、本件口座はXに帰属すると考えていたものと推認されること

○ 東京地判平成 16 年 11 月 14 日（公刊物未登載）

〔事案の概要〕

滞納会社A社は、在日米軍基地に隣接するB社所有の土地において産業廃棄物処理業を営んでいたところ、焼却炉の排煙中のダイオキシンが問題となったため、国がA社及びB社に補償金を支払うことを条件に廃棄物焼却事務を廃止すること等を内容とする補償契約が締結された。補償費は、一旦B社の預金口座に振込まれた後、その一部が、A社の代表者の妻X1名義の普通預金口座及び代表者の子X2名義の普通預金口座に振込まれるとともに、X1名義の定期預金口座が開設された。その後、Y国税局の徴収職員が、A社の滞納国税を徴収するため、前記三口座（以下「本件各口座」という。）の各預金（以下「本件各預金」という。）を差し押さえて、これを取り立てて滞納租税債権に充当したところ、X1及びX2は、本件預金はそれぞれ自己の預金であるから、法律上の原因がなく、X1らの損失をもってY（国）に不当利得が生じているとしてその返還を求めたものである。

〔判決要旨〕

本件各口座は、形式的には、X1又はX2の名義であるが、次の諸事情を考慮すると、経営状態が悪化していたA社の資金を分散させるため、X1及びX2の名義を借用して開設されたものであって、本件預金は、A社に帰属するものであり、従ってY（国）の徴収手続は、法律の原因に基づく有効なものであるとしてX1及びX2の請求を棄却した。

- ① X1及びX2名義の各普通預金に対する振込みについては、X1及びX2は、それぞれ貸付の返済であると主張するが、これらの貸付を認めるに足る証拠はないこと
- ② X1及びX2は、上記各普通預金口座が開設される前に、それぞれ別の銀行に

預金口座を有しており、新たに預金口座を開設する必要が認められず、しかも、当該各普通預金口座の開設と同時に同一銀行支店においてA社の代表者名義の普通預金口座が開設されていること

- ③ X1名義の定期預金口座については、その預入資金は、X1がA社から支払を受け得たものであって、自己の出損でこれを預け入れたものであるとは認められず、加えて口座開設手続は、X1ではなくX2の部下が行っていること

3 受任者名義預金

○ 最一小判平成 15 年 6 月 12 日（金法 1685 号 59 頁）

〔事案の概要〕

弁護士Xは、滞納会社A社から債務整理事務の委任を受け、事務遂行のためA社から受領した金銭をもってX名義の普通預金口座（以下「本件預金口座」という。）を開設し、通帳及び届出印を管理して預金の出入金を行っていたところ、Y税務署長が、A社の滞納国税を徴収するため、本件口座に係る預金（以下「本件預金」という。）の差押えを及び交付要求を行ったところ、Xが、Yに対して差押えの取消し等を求めたものである。

〔判決要旨〕

原審（福岡高裁宮崎支判平成 13 年 7 月 13 日（公刊物未登載））においては、任意整理事務を受任した弁護士は、その前払費用として委任者から弁済資金を受領したとしても、債務の弁済を委任者の代理人として行うことが委任の目的であって、その目的以外に弁護士が弁済資金を自由に処分できるものではなく、善管注意をもってこれを管理し、委任契約が解約されたときは、その返還義務を負うとしたうえで、本件預金契約は、A社の出捐によりA社の預金とする意思でYを使用者ないし代理人として締結したものであり、本件預金はA社に帰属するとして、一審同様Xの請求を棄却した。

これに対して、本判決においては、「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法

649条の規定する前払費用に当たるものと解される。そして、前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後これを委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に精算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことになるものである。」と委任者から弁護士に交付される金員の性質について判示をした上で、本件預金契約を締結したのはXであり、本件預金は、その後口座に入金されたものを含めてXに帰属するとして原判決を破棄し、第一審判決を取り消して、本件差押えを取り消した。

○ 東京高判平成15年7月9日（金法1682号168頁）

〔事案の概要〕

弁護士Xは、他の弁護士2名とともに滞納者Aから同人の詐欺被告事件の弁護を受任し、被害者から弁済を求められた場合には、これに応じて弁償するよう依頼を受け、Aから送金される金銭を管理するため「B法律事務所弁護士X、A預り金口」という名義の普通預金口座（以下「本件預金口座」という。）を開設した。なお、開設に当たっては、Xが自ら開設費を支出し、通帳など印章も管理していた。そして、本件預金口座にAが代表者を務める2つの会社から資金が振込まれ、預金（以下「本件預金」という。）とされた後、C国税局の徴収職員がAの滞納国税を徴収するため、本件預金を差し押さえ、これを取り立てて滞納租税債権に充当したところ、Xは、本件預金は、自己に帰属するものであると主張し、Y（国）に対して不当利得の返還を請求したものである。

〔判決要旨〕

本判決においては、弁護士Xが預金契約をし、預金通帳や印章を管理しているとしても、Aが本件預金口座への入金的大部分を行っていることから、Aが預金の出捐者と見る余

地があるとしながらも、Aが本件預金口座に振り込んだ金額のうち、一部は刑事被告事件の弁護士報酬としてXに交付する趣旨で振り込まれたものであり、残額は、被害弁償の資金等弁護活動をするための前払費用の趣旨で振り込まれたものと認めるのが相当であり、前払費用は交付時に委任者の支配を離れ受任者に帰属すると判示した上で、本件預金の預金者は、第一審と同様にXであるとして本件滞納処分は無効でありY（国）に対し不当利得による返還義務があるとした。

4 本人名義預金

○ 最二小判平成8年4月26日（判時1567号89頁、金法1455号6頁）

〔事案の概要〕

X会社は、賃借建物の賃料を支払うため、A社の当座預金口座に振込依頼すべきところ誤って、A社の社名と同一の読み方をするB社の普通預金口座を指定したため、同口座に入金記帳がなされた（以下「本件振込み」という。）。その後、B社の債権者であるY社が、B社の同口座の預金残高のうちの一定額（以下「本件預金」という。）を差し押さえたため、XがYの預金に対する強制執行につき第三者異議の訴えによりその排除を求めたものである。

〔判決要旨〕

原審（東京高判平成3年11月28日（金法1308号31頁））は、振込金による預金債権が有効に成立するには、特段の事情がない限り、基本的には、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受ける正当な原因関係が存在することを要するとして、本件振込については、誤振込であり、B社の銀行に対する預金債権は成立しておらず、本件振込みに係る金員の価値は、実質的にX社に帰属するものとして、Xは、差押えの排除を求めることができるとした。

これに対し、本判決においては、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存するか否かにかかわらず、受取人と銀行間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人

が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」
 「また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は受取人に対し右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。」として原判決を破棄し、第一審判決を取消し、Xの請求を棄却した。

5 共同名義預金

○ 最一小判昭和62年12月17日(金法1189号27頁)

[事案の概要]

大型小売店を経営するY1社が、A社及びB社が建築する予定のショッピングセンター用建物での店舗開設に関して両社と基本協定を取り交わした後、同協定を前提とする建物賃貸借予約契約を締結し、Y1社が予約証拠金を拠出することで合意され、その付帯条件として、①建物賃貸借本契約が成立したときは、これを建築協力金の一部に振り替える、②予約契約がA社及びB社の債務不履行によって解除されたときは、両社は直ちにこれをX社に返還し、同額の違約金を支払う、③その解除がY1社の債務不履行によるときは、両社はこれを違約金として取得する旨の取決めがされた。そして、Y1社は、予約証拠金を拠出し、結果的にC銀行の支店にY1社とA社との共同名義による二口の定期預金(そのうち一口が本件定期預金)がなされたが、A、B二社は、ショッピングセンター用建物の建築に着手しないまま倒産したため、Y1社は、予約契約を解除して、C銀行に対して本件預金の払戻しを求めたところ、A社の債権者であるX社が、本件預金につきA社に持分二の一があるとしてこれを差し押え、Y2銀行に対してその払戻しを求め、Y1社に対しては、その取立権を有することの確認を求めたものである。

[判決要旨]

原審(仙台高判昭和59年11月16日(公刊物未登載))においては、まず、民法427条(分割債権及び分割債務)以下の規定¹²⁾は、多数当事者の債権債務のうちの共有的なものを対象としたものであって、複数人が実在的総合人を構成するとか、共同目的に拘束された結合的存在となっている場合の債権債務には適用しないと解すべきであるとした。そして、Y1社とA、B両社は、ショッピングセンター用建物を建築して完成の暁に店舗開設のための賃貸借本契約を締結することを共同の目的としていた結合的存在であり、本件定期預金は、その目的を達成する一手段であるので民法427条以下の適用はなく、結合の構成員に合有的に帰属するものであり、従って共同目的が達成され又は達成されないことが確定するまでの間は、各構成員は、単独ではこれを処分できないとしたうえで、予約契約の解除によって本件定期預金は預金当初に遡ってY1社への帰属が確定したと認定し、X社の請求を棄却した。本判決においては、原審の判断は正当として是認した。

第2節 記名式預金の帰属を巡る滞納処分の諸問題

1 第三者名義預金の滞納処分

(1) 第三者名義預金は、出捐者が自己の名義以外の名義をもってする預金と解すれば、その態様として、①出捐者が第三者に金員を贈与するために当該第三者の名義とする場合、②出捐者が、資金分散や秘匿などの意図で第三者名義とする場合、③事務の委任契約に基づき、その事務の遂行のため、第三者(受任者)の名義とする場合などが考えられる。前節で紹介した預金の滞納処分に係る訴訟事例は、上記②、③のケースにおいて発生している。まず②のケースでは、滞納者が税務対策等の理由で本来自己に帰属する資金を架空名義預金や家族、従業員等の借名預金として名義分散したところ、税務当局が、これらの預金は滞納者に帰属するとして滞納処分を行ったものである。架空名義預金や借名預金であっても、その預金が滞納者に帰属するときは、当然

差押対象財産となるが、一般的に、滞納者の本人名義預金との比較において、より慎重に帰属認定を行う必要がある。その帰属認定基準は、前節の訴訟事例でも明らかのように、基本的には、客観説に従い、出捐者を預金者とするのが妥当ではないかと考えられる。国税徴収法基本通達第 62 条関係 17 においては、無記名定期預金、他人名義又は架空名義の預金の差押えについては、「これらの預金については、自らの出えんによって、自らの預金とする意思で自ら又は使者等を通じて預金契約をしたものが預金者となる。」に留意することとされている。

ところで、平成 15 年 1 月から、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され、口座開設の際には、金融機関は厳格な本人確認を行うことが義務付けられた。今後その徹底が図られれば、預金の帰属認定基準として、預金の名義人をもって直ちに預金者とする説も考えられない訳ではないが、出捐者から金員の交付を受けた預入行為者が、自己名義の預金とすることは、依然として可能であり、出捐者から見ると、借名預金を利用する余地は残るため、預金の名義人を預金者とする帰属認定基準を記名式預金に全面的に採用することは適当ではないと考えられる。

- (2) 一方前記③のケースでは、任意整理事務の委任を受けた弁護士が、滞納者である委任者から金銭の交付を受けてこれを弁護士(受任者)名義の預り口座預金とし、又は、弁護士名義の預り口座に委任者から資金の振込みを受けて預金としたところ、税務当局が、当該預金は、滞納者である委任者に帰属するとして、滞納処分を行ったものである。前節の 2 つの訴訟事例においては、委任者から交付を受けた金銭又は振込金は、民法 649 条に規定する前払金であり、その預金は、弁護士に帰属するとしているが、一方、同じく弁護士が任意整理の委任を受けた次の事例においては預金の名義人である委任者が預金者とされている。

○ 最三小判平成 7 年 9 月 5 日 (公刊物未登載)

〔事案の概要〕

弁護士 X は、滞納会社 A 社から任意整理の委任を受け、A 社の代表印を受領し、債権者に対する弁済原資となる同社の財産を管理するため、B 銀行の支店に A 社名義の普通預金口座を開設し、A 社の売掛金等が入金されるとともに同社の必要経費が支払われた。その後、X は、C 銀行の支店に A 社名義の普通預金口座を開設し、旧預金の預け替えを行った。Y 税務署長は、A 社の滞納国税を徴収するため、当該預金口座にかかわる預金 (以下「本件預金」という。) を差し押えたところ、X が、本件預金は自己に帰属するとして、Y に対し差押処分の取消しを求めたものである。

〔判決要旨〕

第一審判決 (東京地判平成 6 年 3 月 30 日 (金商 993 号 40 頁)) においては、本件預金の名義人は A 社であること、本件預金は、X が任意整理事務を遂行するため、開設したものであって、その出捐者は、A 社であることから、本件預金の預金者は、A 社であるとして、X の請求を棄却した。原審 (東京高判平成 7 年 1 月 26 日 (公刊物未登載)) 及び本判決は、第 1 審判決を相当として是認した。

- (3) ところで、委任契約が継続している間は、前記の弁護士預り金口座の預金が、委任者ではなく、弁護士に帰属することになるので、滞納者である委任者が、滞納処分による差押えを回避する目的で、こうしたスキームを意図的に利用することが危惧される。このため、例えば、①弁護士預り金口座に滞納者である委任者からの資金が入金された場合には、国が、預り金の返還請求権を条件付の将来債権として差し押さえた上で、差押えの取立権によって任意整理委任契約を解除して差し押さえた預り金の返還請求権を取り立てること、②任意整理のため弁護士に対し信託的債権譲渡が行われた場合に、国が、弁護士に対して詐害行為取消権により債権譲渡契約の取消しを求めることなど、その対応策について検討する必要がある。

(4) 訴訟事例における受任者名義預金としては、弁護士預り金口座の預金や前章第1節で紹介した損害保険代理店口座の預金のほか、マンション管理会社口座の預金に関する次の事例を挙げることができる。

なお、これらの受任者名義預金の帰属認定は、普通預金の帰属認定の問題でもある(第1章第2節2(1)参照)。

○ 東京高判平成12年12月14日(金法1621号33頁)

[事案の概要]

A社は、その親会社であるB社が建築、分譲した2つのマンションごとに、区分所有者と管理委託契約を締結して、A社名義の普通預金口座に、区分所有者から保証預り金のほか毎月の管理費等の送金を受け、当該口座から管理業務に必要な費用を支払ったうえ、預金残高が、一定の額に達するとこれらを順次定期預金に組み替えて貯蓄していた。その定期預金(以下「本件預金」という。)は、Y銀行に存在したが、Y銀行のB社に対する債権を担保するため、A社の連帯保証のもとに本件預金に質権が設定され、その後、A、B両社が、破産宣告を受けたため、Y銀行は質権の実行により貸付金の回収を行ったところ、その後2つのマンションの区分所有者の団体としてそれぞれ設立された2つの管理組合法人X1及びX2が、本件預金は、両組合に帰属すると主張して、Y銀行に対してその払戻しを求めたものである。

なお、第1審(東京地判平成10年1月23日(金商1053号37頁))においては、A社の破産管財人CがY銀行に対して本件預金の払戻し請求を行い、X1及びX2も本件預金の払戻しを求めて独立当事者参加をしたが、いずれも敗訴し、Cは控訴しなかった。

[判決要旨]

第1審においては、A社は、管理委託契約の事務処理に要する費用の前払いとして管理費等を受け取ったものであり、前払いされた金員は、委託契約が継続している間は返還を求めることができないとみるべきであり、管理費等は、A社名義の普通預金口座に送金された段階でA社に帰属し、その剰余金は、

区分所有者のために預っている金員とはいえない。従って、その剰余金を原資とする本件預金は、A社に帰属するとして、原告C、X1及びX2の請求を棄却した。

これに対して、本判決は、まず、本件預金の帰属について、分譲時にB社が、買主に提示した管理規約やこれに基づく委託契約の内容を踏まえ、A社は区分所有者に対し管理費等の支払を請求し、これを受領、保管する権限はあるが、管理費等についての債権自体は、区分所有者の団体としての管理組合に帰属するとし、分譲後、実際に管理組合は結成されず、管理組合等の名義での口座開設は困難であったことから区分所有者団体の預金口座とするために、便宜、A社名義を用いたものであり、普通預金の預金者は区分所有者団体であると認定した。そして、普通預金を定期預金に組み替えても、それは、預金の管理の方法であって預金者が区分所有者団体であることに何ら変化はなく、同団体が、自らの出捐によって自己の預金とする意思で管理者たるA社を代理人として銀行との間で預金契約をしたものであり、本件預金の預金者であるとした。

次に、Y銀行による質権の実行が、民法478条の類推規定により、区分所有団体に対して効力を生ずるためには、質権設定時においてA社を預金者本人と認定するにつき、金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしたと認められることを要する(最一小判昭和59年2月23日(民集38巻3号445頁))としたうえで、Y銀行はA社から本件預金がマンションの管理費を原資とする預金であることの説明を受けている等本件預金の預金者は区分所有者団体であると認定した根拠となる事実を知っていたにもかかわらず、A社を預金者と認定したものであり、金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしたとは言えないとして民法478条の類推適用を否定した。本判決は以上のように述べ第1審判決のX1及びX2の敗訴部分を取消し、X1及びX2の請求を認めた。

(5) 損害保険代理店口座の預金(保険料専用口座預金)の帰属についての、裁判所の判断

は、保険会社に帰属するとしたもの（東京地判昭和63年3月29日（金法1220号30頁）、東京地判昭和63年7月27日（金法1220号34頁））と、代理店に帰属するとしたもの（千葉地判平成8年3月26日（金法1456号44頁））に分かれていたが、前掲最二小判平成15年2月21日において、代理店に帰属するとの判断が示された。このため、滞納者である損害保険代理店の滞納国税を徴収するため、当然代理店口座の預金は差押えの対象となる。

一方、マンション管理会社口座の預金の帰属については、東京地判平成8年5月10日（判時1596号70頁）及び前掲東京地判平成10年1月23日（金商1053号37頁）は、管理会社に帰属するとされたが、それぞれの控訴審である、東京高判平成11年8月31日（金法1558号24頁）及び前掲東京高判平成12年12月14日は、管理会社ではなく管理組合に帰属するとされた。このためマンション管理会社の滞納国税を徴収するため、管理会社口座の預金を差し押えることはできないことになる。

2 滞納者の預金と誤認してなされた滞納処分

(1) 国家賠償の請求

徴収職員が、滞納国税を徴収するため、第三者に帰属する預金を滞納者の預金と誤認して、当該預金の差押え及び取立てを行った場合には、その滞納処分は無効であり、法律上の原因なく第三者の損失において国が不当利得を受けるため、第三者は、その返還請求を行うとともに、国家賠償法に基づく損害賠償請求を行うことが考えられる。国家賠償法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うことについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と定めており、果たしてこの規定が、上述のような滞納処分に適用されるか否かが問題となるところであるが、この点に関し、次の最高裁判例が参考となる。

○ 最一小判平成15年6月26日（金法1685

号53頁）

〔事案の概要〕

弁護士Xは、A社から債務整理の委任を受け、債務弁済資金としてA社の土地、建物及びA社代表者夫妻共有の土地、建物の売却代金が、B銀行の支店の「A社代理人X」名義の別段預金に入金され、一部弁済を行ったうえ残金がC銀行の支店のX名義の普通預金口座に振替入金された。そして、同口座から入金相当額が同支店の「A社代理人X」名義の貯蓄預金口座に振替入金された。その後、税務署長がA社の滞納国税を徴収するため、同口座の預金（以下「本件預金」という。）を差し押さえて取立てを行い、滞納国税に充当したところ、XがY（国）に対して国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求を行ったものである。

〔判決要旨〕

原審（仙台高判平成14年3月28日（公判物未登載））においては、本件預金は、XではなくAに帰属するとしてXの請求を棄却したのに対し、本判決は、本件預金がA又はXのいずれに帰属するかについては、明示的な判断を行わず、国家賠償法1条1項に規定する違法性について、「滞納処分としての差押えは、滞納者の財産に対してのみ行うべきものであるところ、税務署長が誤って第三者に属する預金債権を差し押さえた場合であっても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が当該預金債権の帰属について認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押えをしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当である。」として、本件差押えについては、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押えをした事情は認められず、国家賠償法1条1項にいう違法があったということではできないとして、原審の判断を是認した。

(2) 金融機関の免責

第三者に帰属する預金を滞納者の預金と誤認して、当該預金の差押えが行われた

場合に、金融機関が差押債権者に支払をしたときに、これが債権の準占有者に対する弁済として有効であるか否かが問題となるが、この点に関して次の裁判例がある。

- 広島高判昭和 34 年 3 月 11 日（下級民集 10 卷 3 号 467 頁）

〔事案の概要〕

A 税務署長は、B の滞納国税を徴収するため、Y 銀行の支店の C 株式会社名義の普通預金（以下「本件預金」という。）を B のものであると認定して、差押えを行い、Y 銀行は A 税務署長の支払要求に応じて預金を支払ったところ、B の息子である X が、C 株式会社の設立発起人の一人として設立準備金引当のため、X 所有の金員を本件預金としたものであると主張し Y 銀行に対して預金の払い戻しを求めたものである。

〔判決要旨〕

第 1 審（山口地判昭和 32 年 1 月 30 日（金法 136 号 258 頁））においては、預金の帰属認定には触れず、民法 478 条の債権の準占有者に対する弁済として有効かどうかを問題として、A 税務署長は債権の準占有者に該当するとしうえで、銀行は行政処分の公定力の関係上、本件預金が X に帰属していることが公に認定されない以上、差押えに基づく支払請求を無視することは、困難であるから、支払は善意になされたものと推定すべきであり、有効な弁済であるとして X の請求を棄却した。

これに対して本判決は、まず本件預金は B に帰属せず本件差押は無効であるとした。次いで債権の準占有者に対する弁済について、これが有効であるためには、弁済受領者に権限ありと信ずるとともにこれにつき過失のないことを要するとしうえで、本件については、預金名義人と異なる債権者に代位する取立てであるから、銀行としては、預金名義人の承諾書等を徴収するとか、税務署長が債権者であるとする者に対し又は預金名義会社の発起人である X に照会するのが当然の措置であるのに、これを行わなかったのは、注意義務を欠き過失ありとして税務署長に対する銀行の支払いを無効として、第 1 審判

決を取消して X の請求を認めた。

- 大阪高判昭和 38 年 7 月 18 日（金法 350 号 6 頁）

〔事案の概要〕

本判決においては、A 社の倒産に伴い一般債権者 5 名で構成する債権者委員会が設立された。そして同社の会社全財産については、債権者において換価処分して分配弁済を行わせるために、国税、社会保険、従業員給料の優先弁済を条件に、同委員会に提供され、その一部として Y 銀行の支店の A 社名義の普通預金も含まれており、同預金は、一旦払い戻しのうえ、債権者委員である X 名義の普通預金（以下「本件預金」という。）とされた。その後、B 地方公共団体が、A 社の滞納地方税を徴収するために、本件預金を差し押え、Y 銀行が B に対して支払をしたところ、X は、本件預金は自己のものであると主張して、Y 銀行に対して預金の払い戻しを求めたものである。

〔判決要旨〕

本判決においては、まず預金の帰属について、本件預金は、A 社の預金を全額払い戻しを受けて X に引き渡す意図であったところ、Y 銀行より預金残置の要望があったため、X は、当日現金で持ち帰る予定を変更して、自己の預金の形式で X 個人名義の預金としたものであり、本件預金は、X 若しくはその背後にある会社債権者に帰属し、B の行った滞納処分は、無効であると認定した。一方、民法 478 条の適用については、滞納処分による差押えは、権限のある処分官庁が、その権限に基づいてなした行政処分であることを疑うべき点はなく、本件預金債権の取立債権者が B となったことについては、一般取引関係において、行政処分の当事者以外の第三者としては、一応その有効性を信ずるのは当然であるから、差押債権者は民法 478 条に定める債権の準占有者に該当するとした。そして、Y 銀行は、B を正当な差押債権者と信じ、善意で弁済したことを認定しうえで、一般私人に対し、差押処分の効力を裁判を待たずして直ちに正確に判定することを求めるのは無理であるから Y 銀行が B に対して善意弁済

をしたことについて一応過失がないとして、
Xの請求を棄却した。

-
- 1 西原寛一「金融法」法律学全集 53 98 頁。
 - 2 前田庸「預金者の認定と銀行の免責」新銀行実務講座第 14 卷 61 頁、時岡「預金の帰属をめぐる問題点—預金者の認定について」金法 425 号 24 頁、鈴木重信「架空名義預金者認定に関する一考察」金法 577 号 4 頁、吉原省三「預金者の認定と表見預金者と取引した銀行の保護」金法 690 号 19 頁など。
 - 3 我妻栄「債権各論中巻(二)」735 頁、田中誠二「新版銀行取引法全訂版」114 頁、石田喜久夫「預金者の認定」金商 816 号 2 頁など。
 - 4 上田宏「無記名定期預金の性質」金法 689 号 8 頁、中馬義直「無記名・第三者名義預金の預金者の認定」金法 500 号 13 頁など。
 - 5 導入預金とは、ある者が特定の第三者と通じこれに金融機関の融資又は債務保証を得させるため、預金をし、しかもその預金によって特別の金銭的利益を得ながら、預金そのものは担保に供しないものであり、金融機関の不当な預金集めのために案出された不正金融手段と言える(前掲注 1、283 頁)。
 - 6 これらの判例のうち、①～③は、導入預金に関するものである。
 - 7 本件事例は金融機関に対する預金払戻請求訴訟ではなく、共同企業体の構成員間での請負代金引渡請求訴訟である。
 - 8 東京地判昭和 46 年 10 月 11 日(判時 658 号 54 頁)、東京高判昭和 45 年 3 月 10 日(金法 585 号 34 頁)、東京地判昭和 48 年 3 月 26 日(金法 690 号 42 頁)、東京高判昭和 45 年 10 月 7 日(金法 601 号 29 頁)など。
 - 9 前掲判時 1816 号 48 頁。
 - 10 記名式定期預金にあっては、出捐者、預入行為者及び名義人のいずれの者が預金者であるかが問題となる。
 - 11 本件事例の同一滞納者について、別件の架空名義預金の差押にかかわる取立訴訟として東京地判昭和 45 年 8 月 28 日(判速 605 号 37 頁)がある。
 - 12 債権・債務が共同的に帰属する多数当事者の債権関係として、①総有的な形態、②合有的な形態、③共有的な形態があるが、民法 427 条以下の規定は、③を対象としたものであり、①、②の債権関係まで規定したものではないとするのが通説である。